

令和 7 年度の施設園芸等燃油価格高騰対策 (セーフティネット) の申込み受付を開始します。

令和 7 年 6 月 11 日

加温施設園芸農家 各位

豊橋農業協同組合

施設園芸等燃油価格高騰対策（国）

令和 7 事業年度の取りまとめについて（案内）

見出しの件につきまして、国の施設園芸等燃油価格高騰対策<令和 7 事業年度>の公募が開始されました。

つきましては、申込み希望者の取りまとめを実施しますので、最寄りの事業所にて手続きしていただきますようご案内申し上げます。

記

1. 事業概要

- 施設園芸の産地において、省エネルギー計画を策定し、当該計画で燃油使用量を個人で **15%以上の削減を達成できる申込者** で取り組む産地に対して以下の支援を実施する。
- 施設園芸セーフティネット構築事業を継続して実施。
(最終の令和 7 事業年度までには、個人で 30%の削減を求められます)

2. 令和 6 事業年度 施設園芸等燃油価格高騰対策 施設園芸セーフティネット構築事業について

(1) 発動基準価格の見直し

- 発動基準価格は**毎年見直される。**直近年までのデータを用いて更新される。
令和 7 事業年度は基準価格 **94.1 円/L**
発動基準価格：94.1 円/L × 100% = 94.1 円/L
(令和 6 事業年度は 100%で 88.9 円/L)

(2) セーフティネット対象期間・補填対象数量（令和 7 年 10 月～翌 4 月）

- 基本的に補填該当月の購入数量の 70%までが対象です。**
(低温や急騰時に割合が変動する場合あり)

(3) 燃油価格差補填金積立契約の手続きについて

- 令和 7 事業年度積立必要額は、燃油購入予定数量から算出し、改めて積み立てていただきます。**積立金は 1 回で全額納入依頼させていただきます。**
積立方式コース：A 重油 150%コースのみ
積立額の算出式：47.1 円/L × 燃油購入予定数量 × 1/2

3. 申込み要件

- ・ヒートポンプ導入ほ場がある方
- ・省エネルギー推進計画を策定し、当該計画で燃油使用量を個人で 15%以上の削減を達成できる方
- ・省エネルギー推進計画第4期中（令和5～7事業年度）に最終的に個人で 30%以上の削減を達成できる方

※過去に他組織グループで加入したことがある方は、他組織グループにて再加入をお願いいたします。

※なお、ヒートポンプ導入ほ場がある方で、過去に燃油価格高騰対策事業に全く加入したことがない方は「新規」で申込みすることができます。

※申込み後、省エネルギー推進計画の計算式により燃油使用量の個人 30%以上削減ができないと試算される場合は、申込み不受理とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

4. 申込み方法

申込みを希望される方は、最寄りの事業所にて下記の必要書類を提出して手続きをお願いいたします。

〈必要書類〉

- ・確認書（以下の内どちらかの書類） ※押印が必要

継続加入者：燃油価格高騰対策（令和6事業年度）確認書兼セーフティネット申込書

新規申請者：令和6事業年度 施設園芸等燃油価格高騰対策確認書（セーフティネット）

- ・施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定3版）
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（7年度より追加）
- ・A重油を農協以外の業者で購入されている方は、平成30年度～令和6年度の購入証明書（年度期間を5月～翌年4月とする）

5. 申込み期限

6月24日（火）正午までに最寄りの事業所へ必要書類を提出し、申込み手続きをお願いいたします。

6. その他

◎施設状況報告について（該当者は必ずお願いします）

- ・加温面積が以前の当事業申請時より変更になっている場合は、燃油使用量が増減し、省エネルギー推進計画の変更が必要ですので、その旨を手続きの際に必ず報告してください。（例：産地パワーアップ事業で規模拡大した場合、自然災害により加温施設が減少した場合）

◎省エネ加速化特例について

- ・省エネ機器導入前の燃油使用量から50%以上削減に取り組む場合、補填数量が70%から100%に引き上げられます。（削減できなかった場合は補填金返還）特例に取り組みたい方は営農企画課まで(0532-25-4372)

以上